平成25年9月定例会 文教厚生委員会(付託) 平成25年10月9日(水) 〔委員会の概要 教育委員会関係〕

中山委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。(10時33分) 直ちに議事に入ります。

これより,教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、教育委員会関係の9月定例会追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】 (資料①)

○ 議案第30号 訴えの提起について

【報告事項】

- 平成26年度使用県立高等学校教科用図書採択結果の概要について(資料②③)
- 徳島県立牟岐少年自然の家に係る指定管理者の公募に対する申請状況等について

佐野教育長

9月県議会定例会に追加提案を予定いたしております教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

御審議頂きます案件は、訴えの提起についての1件であり、閉会日での提案を予定して おります。

お手元に配布いたしております文教厚生委員会説明資料(その3)の1ページをお開き ください。

徳島県奨学金の返還を求めた支払督促の申立てを行ったところ,さきに督促異議の申立てを行った4名については開会日に先議していただきましたが,さらに,その後2名から督促異議の申立てがあり,民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行することとなったため,地方自治法第96条第1項第12号の規定により訴えの提起の議決を求めるものでございます。

以上で、追加提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点、御報告をさせていただきます。

1点目は、平成26年度使用県立高等学校教科用図書採択結果の概要についてでございます。

お手元に資料1と資料2をお配りしておりますが、資料1で御説明させていただきます。 県教育委員会では、各県立高等学校から提出されました採択希望一覧表を基に、高等学 校用教科書目録(平成26年度使用)に掲載のうち、616種類につきまして、地方教育行政 の組織及び運営に関する法律第23条第6号及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程に基づき、教育長の専決事項として採択を決定しております。

なお、今年度の教科書採択におきまして、他の自治体では、国旗掲揚、国歌斉唱に関する記述を巡り、実教出版の教科書の採択に関し、様々な指導や要望が行われたことから、本県における日本史A、日本史Bの採択結果についても併せて記載しております。

県教育委員会といたしましては、今後とも関係法令の規定により、十分な調査研究に基づき、適正かつ公正な教科書採択を実施してまいります。

2点目は、徳島県立牟岐少年自然の家に係る指定管理者の公募に対する申請状況等についてでございます。

徳島県立牟岐少年自然の家では、平成20年度から指定管理者制度を導入しており、今年度で第2期の3年間の指定管理期間が満了となります。

このため、第3期の平成26年度から平成28年度までの指定管理者の選定を今年度に行う 必要があります。

指定管理者の公募につきましては、7月12日から県のホームページに募集概要を掲載するとともに、募集要項等の配布を開始いたしました。

また,7月29日には現地説明会を実施するなど,指定管理者の公募に必要な手続を行い, 去る9月12日をもって申請書類の受付を終了いたしました。

申請状況等といたしましては、募集要項等の配布数が2事業者で、現地説明会への参加数が2事業者、うち1事業者からの申請を受け付けております。

今後のスケジュールといたしましては、指定管理候補者選定委員会におきまして提出された事業計画書等の申請書類を審査頂き、当該施設にふさわしい指定管理候補者を選定し、11月議会へ議案として提出いたしたいと考えております。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

中山委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、ただいま教育長から説明がありました閉会日に提出予定の「議案第30号・訴えの提起について」につきましては、先ほどの議会運営委員会において、本日、当委員会で十分御議論いただいた上で、閉会日には委員会付託を省略し、議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

竹内委員

ただいまの訴えの提起については、前回の事前委員会でも議論がなされ、私も少しは触れましたので、これについては了にしたいと思います。

6月議会の代表質問の中で、教科書の採択問題について少し触れました。前回の事前委

員会で申し上げて,今回,概要を出していただいたわけでありますが,占領下で教育基本 法が制定され,当時,レッドパージを教えていた教授といった文化人たちが解放された。

一番すごいのは、当時のレッドパージの代表的な存在である共産党の宮本顕治委員長が 網走刑務所から出てきた。東大あるいは京大など、当時、帝国大学と言われたところに、 そういった人たちが帰ってきて、教育を進めてきた経緯がございます。

当時、マルクス・レーニン主義一色で、経済学といったものが学ばされた。ちょうど私もそういう時期であり、私たちの友人もそれを嬉々として聞き入っていた時代もありましたが、社会人になって、あれは間違いだったと気付いた。マルクス・レーニン主義は、片方で理想がありますけれども、大きな誤りがあり、ゆがみがあり、自由と平等というのは、元々、相反する思想であります。そういう中での誤り等々が見つかりまして、今、共産主義の国々は、中国、キューバ、北朝鮮は共産主義の国と言えるかどうかわかりませんけれども、だんだん崩壊していき、国内の経済が成り立っていかない。だから、ソ連はロシアになって、共産主義を捨てました。

代表質問で触れましたが、日本においても教育基本法の中では、日本民族の歴史や伝統、 公共の精神、道徳心、あるいは国を愛する心について、全く言及されていませんでした。

そして、国家や共同体に正面から向き合っていない、要するに日本人としての立派な魂とか、背骨を持った人間を育てようとしていないと指摘をいたしたところであります。しかも、先ほど申し上げましたが、戦後長らくマルキシズムが蔓延し、国家そのものを軽視する思想が影響力を持つ中で、教育がなされてきたところであります。この思想を受け継いできたのが日教組であり、これに対抗したのが我が自由民主党であります。この半世紀以上に及ぶ闘争の間、青少年のモラルの低下については、覆い難いものがあります。援助交際、学級崩壊、少年犯罪の凶悪化というものを始めとして、親が子を平気で殺す、子が親を平然と殺すという最悪の状況になっているのは御案内のとおりであります。このような中、平成18年、第1次安倍内閣における教育改革のもと、実に60年ぶりだったのですが、教育基本法が改正されまして、教育目標として、「豊かな情操と道徳心を培うこと、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度を養うこと」が明確にされたところであります。

そこでお伺いをいたしますが、学習指導要領に掲げられた「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てることのできる歴史教科書とすること」とありますが、今、先ほども教育長から報告がありましたが、東京都、大阪府、茨城県など、数県で問題になっているのですが、実教出版の歴史教科書について、お伺いをしたい。日本史A、Bについて、国旗国歌法に関して横のほうに書いているのですが、一部の自治体で公務員への強制の動きがあると偏重に満ちた記述がありますが、これは事実ですか。

次に、昭和12年の南京事件についても、南京大虐殺と大きく表記をして、定説のない犠牲者を20万人と断定しております。また、大東亜共栄圏、日本の加害と題したグラフィックでは、死者数を1,000万人と、中国の主張のまま書いておりますが、これも事実ですか、お答えください。

そして、これら教科書が本県ではどの高校で採用しているのか、お答えください。

さらに、同出版社の現代社会と政治経済についても採用高校をお答えください。

前田学校政策課長

今, 竹内委員から本県の教科書についてのお尋ねがございました。

1点目の御質問で、実教出版の日本史A、日本史Bについて、国旗掲揚、国歌斉唱に対する記述の中身でごさいますが、本日、委員方にお配りさせていただいております概要、2枚紙でございますけれども、その裏面におきまして、参考といたしまして、枠組みで実教出版の実際の記述を抜粋させていただいております。「国旗・国歌法をめぐっては、日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争で果たした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論となった。政府は、この法律によって国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし、一部の自治体で公務員への強制の動きがある。」ということで、委員御指摘のとおり、このような記述があることは事実でございます。

また、本県の領土に関する記述についての教科書の採択状況についてもお尋ねがございましたが、公民科につきまして、現代社会と政治経済の2科目で記述がございます。現代社会につきまして、今年度の高校の採択状況でございますが、竹島及び尖閣諸島の記述がない教科書を採択した学校数は4校ございまして、出版社名は実教出版でございます。

さらに、公民科、政治経済におきまして、竹島、尖閣諸島の領土の記述がない教科書を 採択した学校につきましては4校ございまして、発行社名は実教出版でございます。それ から、入れ違いで大変恐縮でございますけれども、日本史A302、日本史B304につきま しては、本県ではそれぞれ2校が採択しているところでございます。

竹内委員

今,課長から内容については認めていただいたわけですが、御存じのとおり、日教組というのは、過去の交流を見てみますと、皇室を絶対認めない。当然、国旗についても認めていません。国歌も同じであります。その正体は、この国を破壊して、社会主義、共産主義国家へと導こうとしていることが明らかであります。この教科書から浮かび上がってくるものは、国家に対する批判が一連にずっと書かれている。政府、特に自民党政府に対しては、すべて批判的に書いてあります。日本の歩みを暗いトーン、先ほどのマルキシズムではありませんが、そういうトーンで書いていることが特徴であります。9月21日付けの産経抄では、実教出版の高校日本史は有害図書に値すると書かれています。

そこで,この件について教育委員会ではどういった議論があったのか,なかったのかを 最高責任者の教育委員長にお伺いいたします。

また,教育委員長,教育長は,この教科書をすべてお読みになったのか。お読みになっているのであれば,感想をお聞かせいただきたい。

一方, 今もお話がありましたが, 政治経済と現代社会においても, 領土問題で北方領土の記述はありますが, 今問題の竹島, 尖閣諸島には全く触れていない。中国, 韓国の手先のような感じすらうかがえます。このことについて, 感想があればお答えいただきたい。

前田学校政策課長

まず、私のほうから教科書採択の経緯、事実関係等について御答弁させていただきたいと思いますけれども、今回の高等学校の教科書採択でございますが、小中学校と異なりまして、法令上の具体的な定めはございませんが、各学校の実態に即しまして、公立の高等学校におきましては、採択の権限を有する所管の教育委員会、すなわち県立であれば県教育委員会が採択を行うこととされております。8月にその採択を行ったわけでございますが、冒頭、教育長のほうからも御説明申し上げましたとおり、本県では徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程に基づきまして、教育長の専決事項とされてございます。また、本県の採択実施要綱におきまして、採択の方針として徳島県高等学校教科用図書採択調査委員会を県教育委員会が設置し、当該調査委員会において教科書目録に登載された教科書について調査、研究を行います。県教育委員会は調査、研究を行った結果に基づいて、各学校が採択を希望する教科書について、必要に応じて指導助言を行うというような経緯で今回も進めてきたところでございます。

佐野教育長

教科書に目を通したかどうかという御質問でございますけれども、実教出版の日本史、政治・経済、現代社会については、主だったところは目を通させていただきました。その感想につきましては、近年の学問的事実、それから信頼できる要素の裏付けといった史料に基づいているかどうかといったところについて議論の残るところであると感じておりまして、竹内委員御指摘のように、断定的に言えないところもあります。そういったところについて史料が不足しているのかなと考えております。すべて網羅的に目を通したということでございませんが、私は社会科ということもありまして、そういう感想を持ちました。また、先ほど課長のほうから答弁をさせていただきましたが、教科書の選定については私の専決事項でございますけども、教科用図書目録を配布いたしまして、教育委員の方から様々な御意見を頂きましたけれども、一義的には検定を通過していること、また、トータルの内容で学校長が望ましいと思われる教科書を希望しているということで、採択させていただきました。

佐藤教育委員長

課長並びに教育長のほうからお話がございましたように、高等学校の件につきましては教育長の専決ということで選定をしていただきまして、御報告を頂く。そして、義務のほうの件につきましては、いつも採択の基準の前にいろいろ審議をさせていただいております。今回の国旗、国歌の分につきましては、中学校現場でありましたら社会科の中で国旗、国歌のそれぞれの持っている意義といった事柄について、社会の中でそれを尊重することが国際的にも大事であるし、子供たちにそういう気持ちを育てることが大事であると社会科にも記載されておりますし、卒業式や入学式における国旗国歌の歌唱、掲揚につきましても、そういった社会科の考え方に沿って指導するものということで、現場ではきちんとされていると理解いたしております。

竹内委員

私はなかなか納得できません。専決というのも問題があると思います。せっかく教育委員会があるのに、教育長が専決するとはどういうことですか。教育委員会でいろんな話をして、いろんな議論が起こって、最終的に教育長が決めるのならわかりますが、教育長が専決を持っていること自体おかしい。すべて教育長の専決になるわけで、教育委員会は関係ないということですか。

佐野教育長

教育委員の方々に報告し、意見を頂いたと考えておりますが、法令上、委員の御指摘の とおりの解釈になると思います。全国の中でも、教育長専決の場合と、教育委員会が行う 場合の2通りに分かれてございます。

竹内委員

是非,我々が選んだ教育委員さんで審議してほしい。議会で選んでいるわけですから。何のために我々議会は教育委員を選んだのですか。そこで議論もされない,丸飲み,そして教育長が専決する。そんな馬鹿な話がありますか。無料で教科書を配布してですよ。そして,徳島県は教育正常県と言われ,我々の見る限り,日の丸,君が代も今のところ無難に事故も事件もなく,素直に歌っていただいている。ある11か月はそれを否定する知事も出てきましたが,これは我々が不信任にしました。せっかくの教育正常県の中で,こういう教科書を採択するなんて,どういうことですか。せっかくうまくいっているところへ,がさっと火種をまかれることに教育長は気が付かなかったのですか。

前田学校政策課長

まず、採択の専決のことでございますけれども、義務教育、すなわち小学校、中学校の 採択におきましては、教育委員会の定例付議事項としてございます。これは全国の都道府 県すべてでそういうことになってございますが、現在のところ高校の教科書については、 定例でやる県もあれば、教育長専決もございます。ただ、今そういうお話もございました ので、教育委員会で教育委員の先生方も含め、御指摘の点についてはちょっと協議をさせ ていただき、いったん引取らせていただければと思います。

佐野教育長

竹内委員のほうから,物議を醸している教科書採択の専決についての御質問でございま した。

まさに、そういう御批判も受けなければならないと承知はしておりますが、ただ、社会 科としては一つの問題、事象について、そのことだけを教えるという手法は取りません。

いろんな学説、それから学問的な見地、そしてこれまでの史料等を比較、検証しながら、教科書に書いてあることがすべてではないといった教え方もすることは事実でございます。

今, 課長からお答えさせていただきましたように, 教科書採択の方法につきまして, 教

育委員の皆さんの意見も十分反映するような方法について考えたいと思いますし、教科書 の選定についても、これからますます慎重な論議を進めてまいりたいと考えております。

竹内委員

教育長の言うことも一部はわかります。わかるのですが、子供たちというのは、やっぱり高校生になっても頭の中はまだまだ白いと思います。書かれていることについて、これはそうではないという説明を先生がしても、先生によってはそんなことを言わない。逆のことを言う先生もいらっしゃるかもしれない。そうなると、書いていることが本物になっていく。嘘も100 遍言ったら本物になるというレーニンの言葉のように、我々はそういうことを非常に恐れるわけであります。もう政府などを批判するのはマスコミだけで結構です。学習指導要領によると、「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」、こういうことができる教科書というのがベストだと思います。子供たちが我々の先輩、先人たちが歩んだ血のにじむような苦労をたたえる記述がもっと多くほしい。それが指導要領の目指すところであるはずです。

例えば、世界各国でも明治維新というのは素晴らしい快挙ですが、その時に行った大変なことについては、たった1行か2行しか書かれていない。それはおかしい。実教出版の教科書については、ほとんど批判的なことを書いております。特に、戦後の廃墟から奇跡的に立ち上がった日本国というものを、もっと大きく、誇らしげに書いてほしい。そうしないと、子供たちが日本に生まれてよかった、日本人としてこれからも頑張ろうという誇りが持てない。

もう一つ言えば、お国のために戦って、尊い命を失った戦没者、英霊に敬意と感謝をす る記述も1行もない。こんな教科書では、日本人としての誇りが持てないような子供たち がたくさんできるのではないかと心配しております。世界のどの国でも、その国の歴史教 科書や社会科、あるいは国の生い立ちについては、どこでもべた褒めです。批判的に自虐 主観で書いているのは日本だけです。今は大分良くなりました。第2次安倍内閣の時から 指導要領の中で相当改善されましたが、過去の中学校の社会科や高校もそうですが、もう ひどかったですよ。日本の初代総理大臣である伊藤博文を暗殺した韓国の安重根について、 日本の教科書で英雄扱いしていた時期がありました。そういう流れの中で教科書というの は出来ているから、基本的には非常に左翼的です。大体、評価委員たちがしたものを丸飲 みして、審議会や教育委員会に諮っている気がします。これについても一考していただき たい。都の教育委員会が起立斉唱を教員に求めた校長の職務命令について、最高裁は合憲 と認めております。公務員は全体の奉仕者であり、教師は上司の職務命令に従う義務があ り、職務命令の内容も思想、良心の自由を侵害していないとして、職務命令を強制ではな いと最高裁は判決しております。今回、こういった記述があるものを採用したことについ ては、誠に遺憾であります。私は本会議でもそういうことを言ったはずですが、全然聞く 耳を持たない。校長が言ってきたのか、そこら辺はわかりませんが、各校長が決めた教科 書を教育委員会に持ってくるのですか。

前田学校政策課長

高等学校の教科書採択につきましては、本県では各学校長が校長の職責に応じまして、 それぞれの学校の生徒の実態などを踏まえた上で、採択希望一覧表を県教育委員会に提出 することになってございます。

竹内委員

先ほど、私が質問した中で、高校の名前をお聞きしたのですが、発表できないのですか。

前田学校政策課長

大変失礼いたしました。実教出版の日本史A 302 を採択している学校でございますが、 富岡東高校の定時制と鳴門渦潮高校の総合学科でございます。また、日本史B 304 につき まして、採択している学校は海部高校の普通科と新野高校の総合学科でございます。

竹内委員

ここの校長がこういうのを好きなんですね。私は、こういう教科書を徳島県で採用するのはいかがなものかと思っております。もう採用が決まったものをひっくり返すことは出来ないのも重々承知しておりますが、我々が問題視しており、全国でも問題が起こっている教科書について、今後どういったスケジュールで、どのような指導をしていくのか。先ほど、こういう教科書もありますが、教科書に書いているものが全部ではないという説明でしたが、ちょっと弱すぎます。今後の採択の中で、こういうものに注意してやめるのかやめないのか、その辺まで御答弁いただけたらと思います。

前田学校政策課長

まず、今回採択された実教出版の教科書を使用する生徒への指導につきまして、今、県教育委員会として考えてございますのは、教科書のみならず、副教材などを用いながら、歴史的事実を一面的に取り上げたり、一つの立場のみから理解させることを避け、生徒自身が歴史的事象の背景や意味を様々な立場から考察する思考力を養うことができますように、県教育委員会の指導主事がおりますので、学校訪問あるいは各種研修会等の機会を通じて教員の指導を行ってまいりたいと考えております。

また、今後の採択の話でございますが、まず一つ目が、本県の教育委員会では、8月から高校の採択調査委員会の調査結果を教育情報ネットワークの専用サイトにおいて掲載を開始しておりますので、来年度以降の採択において、各学校が教科書を選定する際の参考として活用してもらうことを想定してございます。なお、公開している資料につきましては、とりわけ各学校において我が国の領土に関する問題意識を高めてもらうため、特に尖閣諸島、竹島、北方領土につきましては、各教科書ごとに記述の有無を掲載してございます。また、それに加えまして、現在、先ほど私が御答弁を申し上げましたように、各学校長が校長の職責において採択希望一覧表を作成することになってはこざいますが、教科書の選定に当たりましては、教科書が教科の主たる教材として、学校教育において重要な役

割を果たしていることにかんがみまして、教科書の装丁や見栄えといったものを重視するのではなく、内容を考慮するとともに、先ほども委員から御指摘がございました教育基本法、あるいは新学習指導要領の趣旨を踏まえた十分な調査、研究が必要であるということを改めて周知徹底を図っていきたいと考えております。

佐野教育長

今後の方針については課長が答弁したとおりでございますけれども、昨年度末に教育振興計画について御論議していただきました。その中で、国を愛し、郷土を愛する心というのをそれに反映させていただきました。当然、教育基本法、学習指導要領に書いているとおりでございますけれども、ナショナリズム、国粋主義ではなく、パトリオティズム、愛国心を持つ、そして郷土を愛する子供たちに育てるのは教育委員会の責務だとも思っておりますし、御心配のような自分の国を否定し、自分の故郷を否定することについては自己証明、アイデンティティーをゆるがせるものだと承知しております。そういった意味で、日本を背負う、徳島を担う本県の子供たち、我が国の子供たちについて、そういった誤解がないように、そして自分の国を愛し、郷土を愛し、人を尊敬し、伝統文化を尊重し、公共精神を貴ぶといった子供たちを育てるために、教科書採択、あるいは本県の教育について全力で取り組んでまいりたいと考えております。

竹内委員

今の教育長の答弁に尽きると思うのですが、やっぱり我々が選んでいる教育委員がその 問題に正面から向き合って、審査に当たってほしいと強く委員長に求めたいと思います。

本県は、学習指導要綱に沿って入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施を求めており、先ほど申し上げましたが、教育正常県でこういった教科書を使うことがもう信じられない。県民は日教組かぶれの少人数で選んだ教科書を丸飲みするような印象を受けると思います。我々議会が承認している立派な委員ですので、是非、これからそのことについてハンドルを切っていただきたい。そして、私ども議会も採択の前にもっと入り込んでいるいろ調査を行い、勉強しなければならないなと反省しております。

今,教育長からお話がありましたように、本県は教育の振興計画というのを議会の承認事項ということにもいたしておりまして、教育は人づくりの最先端でございますけども、これが長いスパンの中で間違うと大変なことになってしまう。そういう意味では国も予算をもっと付けなければならないし、現場の先生方のいろんな御苦労もできるだけ取り除いていく環境にしていかなければならないと思うわけであります。いずれにしても子供たちが未来への大きな希望と日本人としての誇りを持って、先人たちの御苦労をしっかりとたたえるような教育の原点に立ち帰ってほしいなと強く願いまして、質問を終わります。

古田委員

竹内委員からいろいろな発言がございましたけれども、私ども共産党としては、世界で 共産主義の国家が出来ているとは一切認識しておりません。本来の社会主義国というもの も成熟していない。それに向かいつつある国はたくさん生まれておりますけれども、そうではないということですので、そのことは誤解のないようにしていただきたいと思います。今回、また新たに2名の方を奨学金の返還に関して訴訟するという点について、事前委員会でもいろいろ質問をし、そして人権教育課が持つ奨学金の返還とは大きな差があって、県がその奨学金の滞納に対し、そんなに差別的な扱いをしていいのかという点では、やはり問題があると思いますので、もう少し温かくちゃんとしていただきたい。今回の2人については、分割で払うと表明していただいたということですので、それならば申立てを取り下げ、滞納を払っていただく方向にすればいいと思いますので、今回の30号に対しても私どもは反対したいと思います。事前の委員会の中で、国のほうで給付型の奨学金制度が出されることについて課長ほうからお話がありましたが、今、県内で給付型の奨学金制度が作られている市町村が幾つかあると思うのですけれども、どういう状況でしょうか。

前田学校政策課長

県内の市町村において、給付型奨学金を創設している市町村についてのお尋ねがございましたが、24市町村のうち4市町村が実施してございます。一つが北島町、それから阿波市、それから鳴門市と小松島市でございます。

古田委員

それぞれ高校生を対象に制度化されているということで、是非、来年度は県としても給付型の奨学金制度をしっかりと作っていただきたいと思います。臨時国会でもそのことが認められないと発足しない状況にはありますけれども、見通しについてはどのようにお考えなのでしょうか。

前田学校政策課長

これは、あくまでも私どもが知り得る範囲内で得ている情報でございますけれども、高校授業料無償化につきましては、所得制限を設け、低所得者のための給付型奨学金の創設を考えており、平成26年度からの実施に向け、秋の臨時国会で関連法の改正を目指すことを自民、公明両党が8月27日に合意したということを承知しております。その中で、所得制限を導入するに当たりまして、低所得者を対象にした返済の必要のない給付型奨学金を創設するということでございまして、今の現段階の案として私どもが承知しているのは、年収250万円未満の世帯の生徒を対象に、公立高校、私立高校問わず支給するということでございます。ただ、今後、秋の臨時国会への関連法の改正を踏まなければ実現できないかと思いますので、その点については今後も必要な情報を収集に努めたいと考えております。

古田委員

前にも主張させていただきましたけれども、高校は進学率が98%で、ほぼ義務教育化している。そういう段階で、お金の有無で教育が保障できない状況はやっぱり行政の責任で

あり、拡充していくことが大切だと思いますので、給付型の奨学金が創設できるように、 是非、国へも働きかけていただきたい。また、国の動向を見るだけではなく、教育の機会 均等という点で、是非、県としても要望していただきたいと思うのですけれども、その点 はいかがでしょうか。

前田学校政策課長

給付型奨学金創設の要望につきましては、当然、これまでも徳島県教育委員会も入って ございますが、全国都道府県教育委員会連合会から経済的理由により就学困難な生徒を対 象とする給付型奨学金の制度の創設について、重ねて要望を行っているところでございま すので、今後ともそのような姿勢で臨みたいと考えております。

古田委員

是非お願いいたします。

次に、少人数学級について伺いたいと思います。文部科学省のホームページを見ても、少人数学級が実施されているところでは学力も上がっているし、それから山形県などでは学級規模といじめ発見件数を調べてみると、少人数学級を導入しているところでは小学校においても中学校においても、いじめの発生件数などが大変少ない。それから、少人数学級導入前後で不登校の出現率、それから欠席率が低下していることが統計で出ているので、是非、少人数学級の導入を進めていただきたい。徳島県の場合、来年度は6年生にというふうな方向が出ておりますけれども、中学校1年生から2年、3年に上がる時、また元の40人に戻るということになると、先生方にとっても大きな負担ですし、子供たちにとっても、ざわざわして大変だといったことを現場の先生方からもよく聞かされているので、是非、中学校2年生、3年生にも少人数学級を広げていただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

松山教職員課長

ただいま、古田委員のほうから今後の少人数学級の導入について御質問を頂きました。本県では、委員御指摘のとおり、国に先駆けて平成16年度から1年生を皮切りに少人数学級を段階的に導入しておりまして、今年度は小学校5年生までと中学校1年生に導入しております。「いけるよ!徳島・行動計画」におきまして、平成26年度までに小学校全学年への拡大ということを目指し、現在取り組んでおりますけれども、小学校、中学校というのは、やはり学級活動を教育の中心としている小学校と、それから教科担任制を取っている中学校とは違いますので、やはりその辺を十分考慮しながら今後とも考え、そしてきめ細やかな教育の推進に今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

古田委員

全日本教職員組合などが実施しているアンケートなどでは、1クラス当たり26人から30人くらいの人数が望ましいといった結果も出ております。ですから、保護者も望んでおり

ますし、また、現場の先生方も望んでいるということで、小中すべての学年に早く少人数 学級を広げていただきたいとお願いしておきたいと思います。

次に、司書の配置についてお伺いいたします。学校図書館の充実ということで、2012年度から小中学校の学校司書の配置については交付税措置がされたということですけれども、現在、小学校、中学校の司書教諭と12学級以上ある学校に対しては、司書教諭が配置されていると思うのですけれども、そのほかに学校司書の全校配置ということが望まれていると思います。今、県下ではどのようになっているでしょうか。お伺いをいたします。

三宅学力向上推進幹

ただいま,委員から小中学校の司書の配置についての御質問でございましたが,県内の小学校9校,また,中学校6校において,司書が配置されております。

古田委員

小学校 9 校と、それから中学校 6 校ということですが、どこの学校かということと、県立学校はどのようになっているのでしょうか。また、2012年度の交付税措置がされてからの配置でしょうか、それともそれ以前からの配置でしょうか。

三宅学力向上推進幹

どちらの学校で司書が配置されているのかというお尋ねでごさいますが、小学校9校に関しましては、鳴門市が5校、それから上板町、阿南市、小松島市、つるぎ町。また、中学校につきましては、城ノ内中学校、そして鳴門市、美馬市、海陽町、阿南市で、阿南市につきましては2名でございます。

もう一つのお尋ねの財政措置が図られました2012年からの採用なのかということにつきましては、今現在、ちょっとこちらのほうで把握しておりませんけれども、学校図書館図書標準が平成5年3月に定められておりまして、各市町村におきましては、その図書標準の達成に向けまして努力していただいている状況ですので、もしかすればそれ以前からの採用もあったのではないかと思いますが、ちょっとそこのところについては明確ではございません。

古田委員

この前、日教組とは違う組織ですけれども、全日本教職員組合が新年度に向けていろんな要望を文部科学省に対して行ったのですけれども、その中で文部科学省のほうが拡充も有り得るといったことを答弁されている。ですから、せっかく交付税措置がされながら、まだまだ実施できていない市町村に対し、是非、要望を上げてほしいとか、実施していただくように、市町村教育委員会とも連携し、取り組んでいただきたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

三宅学力向上推進幹

財政措置の周知、そして適正な活用についての市町村教育委員会への働きかけということについてでございますが、県教育委員会におきましても、平成24年度から新学校図書館図書整備5か年計画として、国のほうで財政措置がなされておりまして、この活用の働きかけについては非常に大事ととらえておりまして、年度当初の教育長会を始めといたしまして、本課にかかわる諸施策等の説明会、これは各教育委員会を対象に開いている会ではございますが、そこにおきましても、また、その他の会におきましても機会をとらえまして、図書の整備とともに、児童生徒と本をつなぐ役割を果たします学校図書館担当職員、いわゆる司書なのですけれども、この配置につきましても財政措置が図られておりますので、適正な運用を図っていただけるようにと機会をとらえてお願いをしているところでございます。

古田委員

本というのは、子供たちがいろんなことを学びとるものですので、是非、しっかりと進めていただきたいと思います。

次に、教員の年齢構成について、いびつになっているのではないかということを以前にも質問させていただいて、解消するためにできるだけ若く、優秀な教員を採用していきたいといった御答弁をしていただいたことがあるのですけれども、今現在、どのような年齢構成になっているのでしょうか。少しは20代、30代の若い先生方が増えて、正常な構成になっているのでしょうか。

松山教職員課長

ただいま、本県の公立学校の教職員の年齢構成について御質問を頂きました。

特に、小中学校では、今、大量退職時代と言われておりますけれども、本県の場合、50代の教職員の占める割合が約半分の40%台の後半でございます。そのため、現在、50代のところでずいぶん大きな比重が掛かっていますといいますか、教員の数が多いということですので、採用の計画を立てる場合、やはりそういったいびつな年齢構成にならないように長期的な視野で計画的に採用していく形で努めておりまして、本年度9月末に発表しました来年度採用審査におきましても、若干、年齢は採用した方の平均年齢は若くなっております。約1歳ですが、昨年度に比べて年齢は若くなってきているということで、今後とも計画的な採用に努めることによって、教員のいびつな年齢構成にならないよう取り組んでまいりたいと思っております。

古田委員

頂きました資料によりますと、20代の方が小中の先生では9.0%、30代の方が14.1%、40代が31.1%、今お話があったように、50代が45.8%といった状況であります。また、高等学校や特別支援学校の場合、大分良くなっていると思いますが、20代が3.9%しかいない。それから、30代が27.5%、40代が38.1%、50代が30.4%といった状況です。20代といっても大学卒業がいつになるかによって変わるため、少なくなるのは当然

ですけれども、まだまだ20代、30代の方が少ないのではないかと思います。やっぱり若い 先生が学校にいると生き生きして、子供たちへの影響も大きいと思いますので、是非、若 い先生方をもっと採用していただきたいと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

松山教職員課長

若い先生の採用につきましてでございますが、採用の数といいますのは、まず退職者の数、それから今後の少子化に伴う定数の状況といった形で定数もこれからどんどん減っていくであろうといったことも合わせ、やっぱりこれぐらいの新規採用が必要だということで、長期的に考えながら、来年度はどうするかという形で決めております。委員御指摘のことは十分念頭に置きながら、そういう計画的な採用に努め、年齢構成がいびつにならないような努力はできるだけしてまいりたいと思っております。

古田委員

是非、御努力をお願いしたいと思います。

それと、来年の3月に退職される方については、誕生日の翌月から支給されるということで、4月、5月の誕生月の方は、その明くる月から年給がもらえるわけですけれども、誕生月が遅い人、例えば2月、3月に近づくほど年金の支給がなく、その中で生活をしなければならないということで、今、新たに再任用の問題がいろいろ言われていると思うのですけれども、県としてはその再任用や今までの制度といったものを使って、退職しても仕事に就きたい、教職の仕事をやりたいといった方々に対し、希望する方にはすべて雇用できるように対応すべきだと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

松山教職員課長

ただいま,平成25年度末の定年退職予定者について,再任用等の御質問を頂きました。本県は,平成25年度末の退職者から無収入期間が生じるということがございますので,現在のところ短時間勤務の再任用,また,マイスターバンクと言いまして,臨時教員の登録制度を退職者用に設けているものがございますので,マイスターバンクからの臨時教員の任用,この二つを併用しながら今年度末の定年退職者については対応してまいりたいと考えております。

古田委員

今年度末の退職者が何名で、何人ぐらいが再任用やマイスターバンクを使っての就職を望んでいらっしゃるのか、いかがでしょうか。

松山教職員課長

平成25年度末の定年退職予定者は154名でございます。このうち、9月に定年退職予定者を対象にアンケートを実施しましたが、退職後も学校等において勤務を希望されてる方は40名でございます。では、40名の方がどういった働き方を希望なさっているのかという

ことでございますが、先ほど申しました再任用とマイスターバンクからの臨時教員の任用 の二つを併用すると申しましたが、再任用のみを希望された方は14名で35%でございました。その他の方についてはマイスターバンク、再任用も希望するがマイスターバンクも希望するといった方も含め、26名はマイスターバンクといった形ですので、これらの退職者 の方の希望に最大限沿えるような形で対応してまいりたいと思っております。

古田委員

マイスターバンクのほうも利用してということですが、それでは臨時教員の人たちがその再任用によって枠が狭まって、若い人の働く場が減ってしまうのでは困ると思いますので、是非、その辺は定数外でやっていただき、先生方にゆとりが生まれるような使い方というか、働き方を考えていただき、若い人が追い出されてしまうといったことがないように、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

松山教職員課長

若い人の雇用との関係の御質問でございますけれども、今年度調査した段階におきまして、定年退職者の希望を見ますと、マイスターバンクについては県立学校のほうで昨年度より希望が若干増えている感じはしますけれども、マイスターバンク、再任用にしても来年度については若い人への影響はないと思いますし、また、一方でこの制度設計をしていく上で若年者の雇用には影響を及ぼさず、若年者の雇用はこれまで通り計画的にやっていくと。その上で再任用も短時間にしたところでございますし、今年度の調査で言いますと、マイスターバンクのことにつきましても来年度はそう大きな影響はないと見ております。

さらに、定数外のことについての御質問がございましたけれども、今のところ定数の枠 内での対応で考えております。

古田委員

本当に今の先生方は大変な長時間労働で、過密労働になっているのではないかと心配しております。現職の先生方にお聞きすると、本当に忙しく、なかなか休む間もないといった声をよく聞きます。そういった状況をしっかりつかんで対応する必要があると思うのですけれども、教員の多忙化ということに関しては、県の教育委員会も調査されていると思うのですが、その結果はどうだったのか。また、それをどのように受け止めて、今後改善していこうとされているのか、お伺いをしたいと思います。

川村教育総務課長

教員の多忙化に関するアンケートについての御質問でございますが、徳島県の教育委員会では、平成24年1月に教員の多忙化に関するアンケートを実施しております。対象は小中学校、それから特別支援学校に勤務する先生方で、回答者は抽出で516名でございます。概略を申し上げますと、まず約95%の先生方が今の業務に対してやりがいを感じて勤務していただいている状況でございます。

ただ、そういった状況にありますが、例えば、「仕事と私生活の両立ができているか」という分につきましては、「できている」という方が45.5%である一方、「どちらかというとあまり感じない」といった方につきましても約2割いらっしゃる状況でございますし、「自分の職務について忙しいと感じているかどうか」ということにつきましては、40%台の先生方が「忙しい」と感じている状況でございます。その原因は何かということでございますが、例えば、勤務時間外でどのような業務をされているかということで、やっぱり一番多いのは「教材の研究」、それから「授業の準備」が22.8%、「校務分掌に関わる業務」が17.6%、宿題などの「提出物とか成績の処理」が15.7%ということで、先生方は時間外でも一生懸命に児童生徒の教育の部分についてやっていただいている状況にあると認識しております。

休日につきましても似たような傾向でございまして、ただ一方、どのような部分で多忙を感じる原因があるかということにつきましては、まず、「校務分掌に関わる業務」という部分、つまり事務業務です。「提出物とか成果の処理」が2番目、それから「教材研究、授業の準備」ということで、やっぱり先ほどの時間外で行われてきた業務の分がそのまま並んでいる部分がございます。この部分につきましては、先生にやっていただかざるを得ない部分ではございますが、業務の改善と効率化という部分につきましては、やはり余地があるのではないかと考えておりますし、そういう効率化という部分につきましては、県のほうでも校務支援システムというICTを使ったシステム開発をどんどん進めておりまして、そういった面で先生方の多忙化の軽減というものに取り組んでいるところでございます。

また、一方で数字的にはその三つには及ばないのですが、その下のほうに一部負担に感じている部分として各種調査アンケートの処理でありますとか、各種出張研修会の参加というところもございます。こういったものにつきましては、県の教育委員会におきましても平成23年度ワーキングチームを作りまして、少しでも業務改善で負担軽減ができないかといった検討を行ってまいりました。ただ、実際にやっている調査業務につきましても、99%がどうしても必要な調査でございますし、研修や会議につきましてもそういう傾向でございます。そうは言いながら、やはり、例えば時期を少し工夫するとか、時間的に余裕を持って照会をするとか、研修におきましても中長期的には、例えばテレビ会議室を使ったりといった形の取組をしていくことで、できるだけ先生方の多忙感を解消し、取組を進めていきたいと。そういったことをまとめたものを昨年24年の12月にとりまとめて、県の教育委員会の名前で各市町村教育委員会から各市町村の小中学校、高校等に送らせていただいて、今後、それぞれ学校現場で取組をお願いしているところでございます。

古田委員

教育委員会は大変時宜を得たアンケート調査をされて、そういう方向も出されているということでいいと思うのですけれども、私からすれば、時間外の労働勤務がどのくらいであるのか、それから仕事を持ち帰って仕事をされている時間がどのくらいかというのを具体的につかんでいただけたら、なお良かったのかなと思います。

先ほど紹介しました全日本教職員組合が調査をした分ですけれども、時間外勤務については、1か月の平均で平日の場合は56時間35分、土日は15時間58分、それから持ち帰り仕事が平日で13時間8分、土日は9時間15分ということで、全部で94時間59分、約95時間です。10年前にも調査をしているのですけれども、10年前の調査と比べると、約10時間くらい増えていると。そして、持ち帰り仕事はちょっと減っているのですが、学校に残って仕事をする仕事が増えた。理由としては、パソコンなどでいろんな業務をすることが多くなり、家に持ち帰れない仕事も増えているため、そういう状況になっていると。これは、6か月の平均で1か月80時間という過労死の認定基準を大きく超えているわけです。

ですから、長時間過密労働になっている今の状況を解消するためにも、やっぱり定数外で任用、再任用の人など、教員をたくさん入れ、ゆとりを持って教育に当たれるようにしていただきたい。大体、小学校の先生方というのは、すべての教科を担任するということで、空き時間がないといった状況にあるわけですけれども、少しでも空き時間を作ってあげて、その成績処理などに当たってもらうといった取組をしていただきたいと思います。

それと、この勤務時間と合わせて平均の睡眠時間というのを調査されています。平日の場合、平均で6時間19分といった睡眠時間になっています。だから、いろんな病気などにもかかっていると。メンタルヘルスの病気になってしまったという方もたくさんいるわけで、文部科学省が調べ、2013年に教職員のメンタルヘルス対策についてという最終のまとめの中で述べていますけれども、教員と一般企業の労働者に「とても疲れるかどうか」ということで聞いたら、「とても疲れる」と答えた教員が44.9%に対し、「とても疲れる」と答えた一般企業の労働者は14.1%です。だから、先生がいかに大変御苦労されているかというのが、こういった統計からもわかります。ですから、先ほど教職員課長からは定数内で再任用も考えていくといったお話でしたが、やっぱり今の先生方の多忙化を考えるならば、定数外で再任用していただきたいと思います。子供たちが本当に良くなってこその教育ですので、先生方がゆとりを持って、子供たちと向き合える時間をうんと増やすように、是非、取り組んでいただきたいと思うのですけれども、その点をお聞きして終わりたいと思います。

松山教職員課長

再任用について、定数外でという御質問でございましたけれども、5月に国の政策提言の中で、退職者については新たな活躍の場を定数外でといった要望を出しておりましたけれども、国の来年度の概算要求の中にはそのことは反映されておりませんので、厳しい状況ですが、本県としてはやっぱり定数内で対応せざるを得ないと考えております。

岡副委員長

本来でしたら竹内委員がお話をされた後に関連で質問させていただきたかったのですが、 私も教科書採択について質問させていただきたいと思います。ほとんどの内容については、 竹内委員のほうから質問もあり、私も答弁を聞かせていただきましたので、それについて ちょっと思うところと、今後の教科書採択に関し、どのようにされていくのかということ をお聞きしたいと思います。

まず、そのような問題の記述がある教科書がなぜ検定に通るのだろうかということが非常に大きな疑問でございます。これについては国のほうで検定をされているのですか。

前田学校政策課長

検定制度のお尋ねでございますけれども、国のほうで教科図書検定審議会を設置しまして、そこで教科書検定調査官の有識者が集まって、検定を実施しているところでございます。

岡副委員長

一応、確認のためにお聞きしました。そこの検定の委員たちも一体何を見ているのだろうというのが正直な私の感想です。このような記述があって、いろんな政党で、いろんな議論がされて、いろんな意見があるにもかかわらず、結局、検定を通るというのが大きな問題であると思います。ただ、非常に大きな組織の中でやっているのでしょうし、なかなか時間もとれないということで、そういう教科書がどうしても網の目をくぐっているようなところがあるのかなと思います。その後、もう一度、県のほうで選定委員会というのがあって、いろんな選定をして、各教育委員会に出していく資料をしっかり作るということなのですが、教育長の採択の理由として、様々な審議をして検定を通過しているということが1点、また、学校長の望みで結構教科書が採択されているといったお話があったと思うのですが、これに関しては事実でよろしいか。

前田学校政策課長

高校の教科書につきましては、高等学校の校長先生から採択希望一覧表が提出され、県 教委において採択するということでございます。

岡副委員長

先ほど、竹内委員からもありましたように、恐らく審議選定委員も教科書の調査をされる方々も、国の検定を通ったものだからいけるだろうといったところがあるのではないかと思います。不信感ではありませんが、そのようにちょっと軽く扱われているところがあるのではないかという気がちょっとしております。もちろん教育委員については、我々も任命し、議決をさせていただいて、しっかり仕事をしていただいていると思っておりますが、教育委員が議論をすることというのは、やはり多岐にわたります。教科書の問題だけではなく、もちろんいじめの問題もあるだろうし、体罰の問題もあるだろうし、学校に係る様々な問題に対し、日夜非常に努力していただいていると思います。

その中で、今まで竹内委員がおっしゃいましたし、実を言うと私も1年目の6月議会の時にちょうど教科書の採択の話がありまして、少しお話をさせていただいたことがあります。その都度、その都度でお話をしていけばいいのでしょうが、やはり我々も県民の付託を受けた県議会議員でありますし、県議会であります。皆さんは教育に対してもそれぞれ

思いをお持ちでしょうし、特に、我が徳島県議会というのは、教育振興条例を議決事件にするほど教育にしっかりと取り組んでいく議会であると全国にお示しをしているようなところもあると思います。これからは県民の付託を受けた我々県議会の意見というものも教科書の採択に反映していくのが当然であると思いますし、必ず必要になってくると思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

前田学校政策課長

岡委員から県民の付託を受けた県議会の意思を反映することが教科書採択において出来るのかというお尋ねでございますが、まず、現行制度上、教科書採択につきまして、教科書の教材、その他教科書とその他の教材の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律上、教育委員会の職務権限とされております。また、教科書の無償措置に関する法律におきましても、先ほど申し上げました教科用図書選定審議会、これに入る委員の属性でございますとか、採択基準、選定資料の作成など、所掌事務について法令上網羅的に規定がなされておりますので、例えば、そういった採択過程において県議会、あるいは県議会の方々が選定審議会の委員となるというような形で直接的に県議会の意思を反映する仕組みを取るということは、現行制度上、困難であると考えておりますけれども、ただ一切の関与まで否定されるものではないと理解しておりまして、文部科学省からの見解でございますが、「県議会の意見について採択の判断材料の一つとする場合であっても、特定の党派や団体等の意見に偏ることがないよう幅広く関係者の意見を聞いた上で十分な調査研究に基づき、採択権者が公正かつ適切に採択を行う必要がある」という見解が示されておりますので、逆に申し上げれば、県議会の意見について採択の判断材料の一つとすることが可能であるということでございます。

この点につきまして、私どもが今回の実教出版の日本史A及び日本史Bについて、他の自治体における県議会の御対応などを調べていたところ、県議会あるいは教科書を考える議員連盟などから決議書、あるいは意見書を教育委員会に対してお出しになって、それから教育委員会のほうで各学校長宛にその内容について通知をしている自治体があると承知しております。

岡副委員長

できれば直接的にかかわって、様々な意見交換をしながら、我々も採択のほうに入っていきたいという意思はあるのですけれども、先ほどお聞きしたところによりますと、議会としての議決であったり、そのような教育に関するとか、教科書に関する議員連盟というのを作り、そこから決議を出していくということで、一定の皆さん方に意識を持っていただく。教育委員会の皆さんもそうですし、学校の各先生方にもしっかりと意識を持っていただくといった手が取れるのであれば、是非とも議会としても当委員会でも結構ですし、議会全体として、そういうことを考えていかなければならないのではないかと思いますので、是非とも議員の皆さん方にも議論としてお考えいただきたいと思います。

あと、もう一点だけ、今日の議案で出てきました奨学金の返還です。この訴えに対して

なのですが、今回、2件が出てきておりますが、事前委員会の時に報告があったような手続を踏んで、今回に至ったということでよろしいでしょうか。

前田学校政策課長

事前委員会の時、議案として開会日に4名の方の提案をさせていただいておりますけれども、その方々同様、今回2名の方が異議申立をなされましたが、私どもの手続としては、前回と変わらず、まずは支払督促の予告を行ってございます。これが6月26日と7月23日の2回やっておりまして、今回、異議申立が出てきたわけでございますが、その間、債務承認書、分割払いで払いますといった書類とか、あるいは、今は払う余裕がないということで、返還猶予の手続もできます、ということについて、文面上明らかにしてお送りしていたわけですが、なんら反応がないままで今回の異議申立の時、分割払いを希望する、ということでございますが、異議申立をすれば、法令上、自動的に訴訟になりますので、今回、訴訟において、分割払いという形で決着つけたいと考えております。

岡副委員長

ありがとうございました。この話に関しては、事前委員会の時に様々な意見が出ていましたが、学校政策課が行った手続に関しては、私は非常に妥当なものであると考えております。本来、本当に生活が厳しくて、支払が困難であるというのであれば、先に一報いただいたら御相談にも乗れるでしょうし、皆さん方もお忙しい中でわざわざこのような手続を踏んで、手間を掛けて、様々な書類を送ったり、調査に行ったり、周辺の聞き取りをした中で、支払能力があるにもかかわらず、払ってもらえない。最終的に、訴えを起こしますと言ったら異議申立が来て、分割で払いますと。だったら始めから支払う能力はあったということです。

このようなことを温かい目で放置していれば、こういう件数がまた増えてきます。恐らく同じような状況の方にとっては、一般の民間の業者と違って、県だったらそんなに言わないので、放置していたらいいといったことが横行する可能性がなきにしもあらずですし、そのようなモラルハザードを起こすと、事前委員会の時に課長からお話があったように、次にこの奨学金を必要としている方々が本当に使えなくなってしまう、お金がなくなってしまう。そのような支払う能力があるにもかかわらず、支払をせずに放っておくような人たちにはしっかりとそのような手続をしていただきたいと思います。最近、特に生活保護などでもそうですが、制度を非常に悪用したり、いい加減な使い方をしたがために、本来使いたい人がその制度を使えないような悪循環が起きてきていると思います。これも今までの日本の教育の大きな問題点ではなかろうかと思っておりますので、今回の件に関しましては、しっかりと訴訟に臨んでいただいて、払っていただくものは払っていただく。払う能力がない方々に関しては、しっかりと1件1件、個別に皆さん方が相談に乗っていただいて、いい形で次の世代につながるような制度の運用ができるようにしっかりと考えていただきたいと思います。

中山委員長

それでは、午食のため休憩いたします。(12時05分)

中山委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。 (13時04分) 質疑をどうぞ。

南委員

e-Educationという言葉がありますが、ITなどを使った授業への活用状況をちょっと 説明していただきたいと思います。

三宅学力向上推進幹

ただいま、南委員から、小中学校の授業におけるICTの活用状況についての御質問を頂きました。

子供たちが興味関心を高める、そういった学習意欲の喚起のために指導方法を工夫・改善するということで、非常に重要なことであると考えておりまして、各学校におきましてもICTを活用した授業が非常に多く展開されております。

ICTと申しましても非常に幅広くありまして、放送番組や視聴覚教材、DVDやビデオ、学習支援ソフトなどを活用したり、それからデジタル教材につきましては市販のものもありますし、使用する教職員、教員そのものが子供たちの実態に合わせて作成する場合もございます。本県におきましても、道徳の学習教材としまして、「子どもたちに伝えたい郷土(徳島)の偉人」といったDVDを作成しまして、すべての小学校に配布をしておりますし、また、言語活動の充実のために新聞活用、「新聞で楽しい授業づくり」といったDVDも配布しております。

こういったものの活用も含めまして、先ほども申しましたビデオ、DVD、それから支援ソフト、デジタル教材と活用し、小学校で約95%、中学校で約85%の教員が何らかの授業で工夫をして活用しております。

南委員

昔、私自身も日建学院というところで1級建築士の資格を取ろうと思ったことがありました。その時、日建学院の授業のビデオテープを見て、学科試験は難なく通ったのですけれども、製図が描けなくて、断念したわけです。その作られた映像ですが、非常に力を入れて作っている。やっぱり資格を取らせるような学校で、それが死活問題ですから、質の良いものを使って勉強させる。大学時代、試験を通るのもすれずれだったようなことが、そのビデオを見てすんなり理解できるくらい、わかりやすいビデオが作られているのが現状です。今、カーンアカデミーというホームページがあって、そこには3,000本以上の英語の教材がアップされているそうです。今、その日本語版も若干ですがニコニコ動画のほうで作られつつあるということで期待しているのですけれども、そういったICTの活用

の中で、不登校あるいは授業を1回休んでしまうと、次に習う授業が理解しにくい。そういう方が復習する時、ビデオやホームページの映像を見て、理解を深めていくのは非常に重要だと。重要というか、非常に活用しがいがあるなと。ただ、情報が子供たちへはなかなか伝わっていないと思います。今後、そういうところをどのように考えているのか質問いたします。

三宅学力向上推進幹

ただいま、委員のほうから不登校または授業が理解しにくいと感じている児童生徒に対し、ICTを活用することができるのではないかといった御提案を頂きました。

私どももそういった活用も含めまして、今後も検討していきたいと思いますが、ICT の活用、また、先ほども申しました県で作成したいろいろなDVDの使用や活用といったことも含めまして、本課のほうで学校訪問、計画訪問や要請訪問を通じ、授業改善、子供たちの学習意欲の喚起だけではなく、学習内容の理解を深めるという点でも、この視覚教材を活用するということは非常に有効だと考えておりますので、そういったところで指導や助言にも努めてまいりたいと思っておりますし、今お話を頂きました不登校児童生徒への対応につきましても、今後検討してまいりたいと思います。

南委員

小学校では先生がすべての教科を教える。最近、少子化の影響で中学校も規模が小さくなって、得意ではない教科を先生が教える。小学校の場合、やっぱり自分の得意ではない教科もあったり、中学校では本来の専攻教科ではない分野も教えたりということで、そういったビデオなどを活用してもらうと、質の高い授業ができるのかなと思います。

今,カーンアカデミーのほうでも,英語版の中に日本語翻訳の付いているのも一部にはありますが,ただ,子供たちが翻訳の文を見ながらビデオを見るというのは本当に厳しいだろうと思います。是非,学校の先生もそういうビデオを見て,教え方の技術を深めていいただきたいということをお願いいたしまして,質問を終わります。

松崎委員

午前中に教科書選定に係る御意見をいろいろいただいておりますので, 私も少しだけお話をしたいと思います。

実は、私も若い時に教育委員会の事務局で仕事をしたことがございまして、やっぱり教育というのは、その時その時の話ではなく、やっぱり百年の計というか、そういう長いスパンで考えていくことが大変大事ではないかということを思いました。そのため、やっぱりその時その時の政治的な影響を教育が受けるということになってきますと、教育の自主性、さらには中立性といったものがなかなか担保されない問題がございますので、これからのことになろうかと思うのですが、やっぱり教育の普遍性から考えて、中立性、自主性を尊重しながら、現場のプロとしての教師の皆さんが子供たちと本当に向き合っていける教育現場を作ることが大事なのではないかと思います。これは私の感想でございます。

それから、本会議でもちょっと人権教育にかかわって申し上げましたが、最近、ヘイトスピーチというのが行われている。東京都でも京都府でも行われ、実は徳島県でも教職員団体のところにマイクを持ち込んでどなりたて、いろんな言動が脅迫的であったということで、徳島県の事件も有罪判決が出ていますが、つい最近、京都府でも有罪判決が出たということでございまして、今、日本と韓国、さらには朝鮮民主主義人民共和国、そして中国との関係も含め、国と国とのぎくしゃくしたところが出てきておるわけでございますけれども、その中にあっても人種差別撤廃条約というのが国際的にはあって、人種とか国籍などを理由にした差別的な言動、排除することはいけないのではないかということでございます。歴史教育をする場合、人種差別撤廃条約を踏まえた人権教育といいますか、それをやらなければならないのではないかと思いますが、特に、このヘイトスピーチについては、最近国内でいろいろ問題が出てきているようでございますので、県教委としてはそのことについてどういうことに配慮し、対応されていくのか等々について、ちょっとお聞きしたいと思います。

高田人権教育課長

ただいま、ヘイトスピーチについてどう考えるのかといった御質問を頂きました。

ヘイトスピーチのヘイトとは、憎む、反感を抱くという意味であり、ヘイトスピーチとは憎悪をあおる表現であると言われております。今委員からお話がありましたように、東京都や大阪府で行われたデモにおいて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が見られるといった、いわゆるヘイトスピーチが論議になっており、その中には、たたき出せといった本当に過激な内容も含まれる場合もあるという報道がなされております。こうした行為は、人々に不安や嫌悪感を与えるだけではなく、差別意識も生じさせたり、差別をあおったりする行為でもあります。大変残念に思っております。今後とも差別のない、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育に取り組んでいかなければならないと考えております。

松崎委員

5月の参議院の中でも、安倍総理は「一部の国とか民族を排除する言動があるのは極めて残念だと。日本人は和を重んじ、排他的な国民でなかったはずだと。どんな時も礼儀正しく、寛容で謙虚でなければならないと考えるのが日本人だ」とおっしゃっていますし、谷垣法務大臣についても「差別のない社会の実現に向けて一層積極的に取り組んでいく」という決意も述べられているところでございます。歴史認識を巡っていろいろぎくしゃくしたこともあろうかと思うのですが、教育現場の中ではしっかり歴史認識をしていただくことが大切だと。そのため、政治が介入すると言ったら語弊があるかもしれませんが、教育がしっかり中立性または自主性を保って行うといった気風が要るのではないかと感想を申し上げておきたいと思います。

それから、次の質問に入りますが、3月に文書質問を行いまして、生活保護基準額を就業援助等受給の認定基準としている制度の対象者ということで、県教委関係で県の奨学金

事業が 2,187 人,授業料免除等の制度で13人といった答弁がありました。いよいよ 8 月から生活保護基準が段階的に引き下げられることになります。知事のほうから、県民の生活をしっかり守るという基本スタンスで対応したい、といった答弁があったわけですが、特に、生活保護基準に関係したところで、県教委の現状の就学支援の対応はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

前田学校政策課長

就学援助についてのお尋ねでございますが、就学援助につきましては、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないという規定がございます。その対象者が2区分ございまして、一つは要保護者、いわゆる生活保護世帯でございまして、もう一つが準要保護者、生活保護世帯に準ずる世帯ということであります。この要保護者につきましては、国庫補助がなされてございます。しかし、準要保護者につきましては、市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度、困窮していると認める者に対して就学援助を行うということでございますので、市町村独自の基準で生活保護基準の1.2倍でございますとか、1.3倍でございますとか、そういう取決めをしてございます。

今回、生活保護基準の見直しに伴いまして、2月に国のほうから今後就学援助に影響が出ないように、平成25年当初に要保護者として就学支援を受けている者で、引き続き、特に困窮している世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認めるということでございますので、こちらについては今年度も確実に措置されておりますが、準要保護者については、国の取組をよく市町村に説明してほしいということでございましたので、私のほうもそれを受けまして、市町村の教育委員会のほうに説明しております。今年度で申し上げれば、全24市町村とも就学援助の準要保護者として取り扱うように措置をしていただいているようでございますので、今年度については、引き続き、これまでどおりの措置がなされると認識しております。

松崎委員

本格的に増税が視野に入ってきたり、さらには物価が上がってきている状況で、今の政策ではますます格差が拡大するのではないかという心配もされているところなのですが、特に生活保護を受けている方やそれに準ずる方といった人たちが本当に教育の機会均等を保証され、しっかり教育が受けられることは本当に大切なことだろうと思います。知事答弁でも県民の皆さんの生活をしっかり守るという基本スタンスに立つということでございますので、県も市町村と協議を重ね、是非、対応をお願いしたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、阿南工業高校の耐震化対策についての請願が出ております。これに関連して少し伺いたいと思いますが、確か4月1日現在の耐震化の性能調査というのが新聞報道されまして、耐震6強の地震で安全という耐震化率が79.7と発表されていました。市町村が定める避難指定ということで、高校施設の中、4校のうち2校が阿南市内の高校ということで含まれております。この際の発表で、震度6強の地震

と報道されていたのですが、その後の想定が変わり、いわゆる巨大地震になるということで、最大震度7ぐらい来るのではないかといったことも報道されておりますが、これまでやってきた耐震工事、それからこれから対応する耐震工事はどのように対応されようとしているのか、お聞きしたいと思います。

植村施設整備課長

高校施設の耐震化についての御質問でございますが、耐震化につきましては、補強後の構造耐震指標というのがございまして、その基準を満足するような格好で、今現在、耐震化を進めております。一般の建物におきますと、構造耐震指標 0.6 以上を目標にしておりますが、学校施設につきましては、文部科学省の指導もありまして 0.7 以上、構造耐震をIs値と一般的に言っていますが、今、この 0.7 以上を目標に耐震化を進めており、今現在、各学校につきまして、 0.7 以上を目標に耐震化を進めております。

松崎委員

0.7以上にすれば、震度7に対応できるという意味ですか。

植村施設整備課長

国から示されております大規模地震については、震度6強程度と言われておりまして、 先ほど申し上げました0.7以上の基準をクリアすればということでございますので、その 基準をクリアしているような格好で耐震化するということです。

松崎委員

要するに、震度6強で0.7以上ということは、震度6強を想定した耐震対策を実施されているという理解でいいのですか。今、新たな想定で震度7というのが出てきましたが、震度6強を想定した耐震対策で心配ありませんか。

植村施設整備課長

震度7以上の地震について、安全かどうかという質問でございます。

ちょっと個人的には判断できないところでございますが、ただ、国が進めております構造耐震指標が 0.7 以上ということで、それは震度 6 強程度と言われておりますので、今の段階ではそういうことで進めさせていただいております。

松崎委員

国のレベルということですが、現実に新しい地震の震度の予測も出てきているので、それに対応しなければならないのではないかなと思いますが、是非、今後どう対応するのか 御検討いただければと思います。

次に、さきの代表質問で、学校施設の耐震化についてお聞きしました。耐震化の方法について、一つは改築事業、要するに新築すると。それから、二つ目は耐震の改修事業。そ

して、三つ目としては、耐震補強をした上で内外装のリニューアルを行う、大規模耐震改修事業も実施されているとお答えを頂きました。そこで、県下の高校が建てられて、そして耐震改修事業終了年度などを見てみますと、例えば、新しい学校というのは大体8校建てられて、今のところ約10年経過しているところですが、これらの新しい学校、新築された学校は、建築後、大体何年経過した学校なのでしょうか。

植村施設整備課長

最近改築した高校につきまして、築何年の高校を改築しているのかという御質問でございますが、今現在、その資料については持ち合わせておりません。申し訳ございません。

松崎委員

資料がないということですので、次に進めたいと思いますが、例えば耐震。耐震改修した高校というのが17校で、これらの学校については、建築後、大体29年から47年まで経過していると。耐震改修を実施されたところは平均35年であるということが、頂いた資料から伺えるわけですが、ただ、現在耐震を実施している学校が9校あります。これは建てられてからもう41年から51年まで経過しており、昭和30年代から40年代の建設が大半でございます。平均で築後43年経過しているようでございます。

例えば、そもそも今日の巨大地震対応というのを想定した学校がなかったということが一つ。そして、この時期の建築資材というのは、例えばコンクリートでありましたら、当時、海砂が活用されていたため、大変劣化が早い。それから、元一級建築士による構造計算書偽造問題なども起きて、建築基準法が相当変わりましたが、鉄筋挿入数、それから鉄筋そのものが現在のものとは全く違う状況であると。しかも恐いのは、当時、昭和30年の後半から40年という時代は高度経済成長で、上向いていった時期でございますから、急ぎ急ぎで建物を建ててきた時代でもあったのかなと思います。設計図どおりのきちんとした施工がなされているのかどうかは心配なところです、という御指摘も専門家からお聞きするところです。

したがいまして、昭和30年代、40年代に建て、四、五十年経過した校舎を耐震化するといっても、校舎全体の老朽化それからいろんな設備の関係もあります。今後の耐震年数はそんなに長くないのではないかと。今朝ほど話をしていたら、70年ぐらいはいけるのではないかとおっしゃっていましたが、例えば、阿南工業高校が建築後51年であれば、耐震化対策をいろいろ行ったところで、老朽化からいくと20年も持たないと。あくまで耐震工事というのは、当面、いつ起きるかわからない地震対策ということでございまして、いろんな費用対効果等々を踏まえて検討してまいりたいという答弁でございました。

そこで、私も阿南工業高校の出身者ですが、当時の校舎というのが、大体、学生1,000 人くらいの規模を想定して造られました。当時、ちょうど阿南市が新産業都市に指定され た頃でしたから、そこでたくさんの学生が勉強していたのですが、現在の学生の定数とい うのが300人規模で、要するに3分の1以下になっているところでございます。御答弁し ていただいたように、県南唯一の実業高校での人材育成、費用対効果、さらには将来像を 考えていけば、やはりもう少しコンパクトで機能的な新築校舎にすべきであると考えておりますけれども、そのことを含めて御検討いただけないかどうか、お聞きしたいと思います。

植村施設整備課長

先ほど委員がおっしゃいました,古い建物などでの鉄筋の量や質,また,コンクリートの量や質といった話がございましたが,そういうのも含めて耐震診断を行いまして,今現在,それに基づいて耐震計画を立てております。それともう一点,今後の進め方といった点についての質問でございますが,本会議でも答弁いたしましたとおり,同校の将来像を見据え,耐震診断の結果に加え,建物の老朽化の程度や様々な手法による費用対効果もろもろを踏まえまして,今後,耐震化を検討することが重要と考えております。

松崎委員

課長のところでは、まずは耐震化ありきということで対応されていると思うのですが、 ただ、文部科学省から2015年までに耐震化の改修を完了するといった方針が出されている ようですが、このまま行けばとても2015年には間に合わないのではありませんか。

植村施設整備課長

確かに、現時点では平成27年度末の耐震化を目指しております。ただ、阿南工業高校につきましては、学科の見直しや将来の生徒数について、今後いろいろ検討する必要があると思いますので、それも含めまして、これから設計及び工事を進めていかなければなりませんが、現時点では平成27年度末までの完了を目指してまいりたいと思っております。

松崎委員

目標は目標ですが、まず難しいのではないかというのが一つ、また、これには触れたくないのですが、将来の阿南工業高校を中心にした未来像というのですか、こういったものもまだはっきりしていないということも含め、2015年に向け、なかなか難しいのではないかと思っております。

そんな中でですが、実は教室棟がありまして、多分、あそこにつなぎ目というのがあって、つなぎ目のところからコンクリートの塊が落ちてきたと。それから、教室にひび割れがあると生徒からも指摘され、急遽、夏休みに補修を行ったと聞き、本会議が終わってから現場を見てきました。人身事故がなかったのは幸いなのですが、事故になっていれば、学校それから県教委の責任は大変なことになっていたのではないかと思います。このままずるずるいくというのであれば、老朽化に因る事故のリスクはますます高まっていくと思います。こういった状況について、事務局は把握されていると思いますが、きちんと教育委員会に報告し、状況を認識されているのかどうか、要するに教育委員会としてのリスクマネジメントがちゃんとできているのかどうか、お聞きしたいと思います。

植村施設整備課長

現在の施設の維持改修につきましては、事務局、いわゆる施設整備課や学校現場がやっておりまして、教育委員会のほうまで上げておりません。

松崎委員

事務局で処理をされたということで、教育委員会としては、この種のリスクマネジメントは行われていないのですか。

植村施設整備課長

リスクマネジメントということでございますが、一次的な維持管理につきましては学校 現場のほうに任せておりまして、学校のほうから一部のコンクリートなどが落ちたとか、 また、落ちるような状況になりましたら、事務局のほうに連絡がありまして、それについ ては早急に対応させていただいております。

松崎委員

学校に任せ、教育委員会には報告していないということでございますが、答弁にありましたから格技場である剣道場、柔道場の改修の報告はされたのですよ。私もそれを見てきました。そうしたら、要するに天井が落ちてこないようにネットが張られていると。それから、耐震診断で北側と南側の弱いところ、いわゆる筋交いについては太くなく、細い状況でございました。

窓ガラスなども割れていたのですが、それは入れていただいたと。しかし、その窓ガラスは耐震化されているのどうか、それから、阿南工業高校の教室棟を中心として、恐らくガラスは旧来のまま耐震化されていないのではないかと思いますが、これを改修した業者の方にちょっとお聞きしたましたら、窓ガラスはスチール製で、もうさびて動かなくなっているところもあるため、替えたほうがいいのでは、といったことを言ったらしいのですが、予算がないとの一言でございました。

建築後51年になりますと、教室棟からトイレ、配管、電気設備等々、相当古く、耐震化した後もこのまま使えるのかどうか、私も本当にわからない感じでございました。建物の老朽化の程度を考えてという答弁でございましたが、建物の老朽化の程度はどのようにお考えでしょうか。先ほど、新しく新築されたところは甘いのではないかとおっしゃいましたが、恐らく、この10年来に建築された高校は、建築後50年以内だと推測いたします。なぜならば、阿南市内で阿南工業高校よりも後から建てた校舎が新築されているわけです。

新築校舎になっているわけですから、恐らく、建築後、四、五十年以内のところが新築 されているのかなと思います。今の建物の老朽化の程度というのは、一体、どういう認識 をされているのでしょうか。

植村施設整備課長

今,阿南工業高校で耐震化を計画しておりますが、これは単なる補強だけではなく、大

規模耐震改修と位置付けておりまして、当然、構造的な補強はさることながら、あと、今委員おっしゃいました設備関係につきましても、今現在、不具合がある場合につきましては、それを改修していく。そういったものが大規模耐震改修でございまして、例えば、先ほどの阿南工業高校のサッシの不具合や格技場につきましては、少し配慮が足りなかったと思いますが、今後、学校側の意見も取り入れまして、それも含めて耐震化をしていくということでございます。

松崎委員

今,大規模改修を考えているということなのですか,それだったら本会議で教育委員長が答弁した内容と若干違うと思うのですが,いかがですか。

植村施設整備課長

教室棟と管理棟につきましては、答弁のとおりでございますが、今現在、阿南工業高校 には教室棟管理棟の北側のほうに実習棟などの多くの校舎が建っております。それにつき まして、今現在、大規模耐震改修で設計を進めております。

松崎委員

耐震診断の結果を出してほしいと申し上げましたが、なかなか出てきませんでした。今朝出していただいたので、出てきたことになるのかなと思いますが、これを見ても教室棟の中で 0.7 を下回る箇所については、東側、西側ともに 1 階、 2 階、 3 階それぞれあります。先ほど言ったように、もし震度 6 の地震が来れば、耐えられない校舎であるということでよろしいですか。

植村施設整備課長

委員御指摘のとおり、今、Is値という話が出ましたが、先ほど話しました0.7未満につきましては、大規模地震で倒壊等の危険のおそれがある施設になっております。ですから、0.7未満という数値が出ましたので、それを0.7以上に持っていくというのが耐震改修工事でございます。

松崎委員

管理棟の1階x方向で0.51の部分があって、そこを補強で済ませようということなのかもしれませんし、先ほど言いましたように、4階建ての建物のあらゆるところで0.7を下回り、倒壊の危険がある状況であると思います。

ところで、本会議で教育委員会のほうから答弁していただき、課長は技術屋として現場を見られていると思います。今回、私どもが請願書を出しましたが、これまで2代の教育長にわたって高校、PTA、体育会といったところから、何とかしてください、といった要望をしてきましたが、建築後50年を超えてしまったというのが現実です。7月だったのかもしれませんが、そのことも報告されていないということですが、県の教育委員会委員

として、コンクリートの落下現場、さらには学校施設の現状といったところをちゃんと見られているのでしょうか。

また、事務局任せで事務局の提案や報告をうのみにしているような教育委員会ではありませんか、というのが二つ目の疑問です。私も議員をさせていただいて、新しい校舎を時々見せていただく機会があるのですが、こういった古い校舎もちゃんと見ていただいて、しかも現地で教師の皆さんやPTA、同窓会などのいろんな関係者から話も聞きながら、こういった結論を出していただかないと、プロに任せっきりというのでは教育委員会は無責任ではありませんか。リスクマネジメントが全く出来ていないと思うのですが、いかがでしょうか。

植村施設整備課長

教育委員長には阿南工業高校へ行っていただいておりませんが、私どもの調査につきまして、写真、図面等を見ていただき、お話をさせていただきました。その辺を十分御理解していただきまして、また、現在進めている学校の耐震化計画なども踏まえまして、この前の本会議での答弁になったものでございます。

松崎委員

私は課長に見てもらっていないということを言っているのではありません。午前中にもお話がありましたが、教育委員会が責任を持って、いろんなリスクマネジメントをしなければならないと。その皆さん方が現場も見ずに報告や説明を受けて、そして本会議で答弁されるのでは困ったことだなと。真剣に現場のことや子供たちのことを考えていただいているのか。そこら辺について、課長以上の偉い方から少し答弁をお願いできますでしょうか。

小原副教育長

ただいま,委員のほうから教育委員も学校の現場を是非見てほしいというお話だったと 思います。

阿南工業高校につきましては、課長が申し上げたように、委員の皆様には現場のほうに お越しいただいておりませんが、現場の補修状況といったものは写真等もお見せして、十 分に御説明をして、御理解をいただいているものと認識しております。

教育委員長を始め、委員の皆様には現実問題として仕事を抱えながら教育委員の公務も 司っていただいているという状況の中で、午前中にも議論がございましたように、様々な 事案について御協議していただき、非常に限られた時間の中で御審議もいただいていると ころでございます。そういう状況の中で、こういった現場についてもできるだけ正確な情 報を委員長始め、委員の皆様方にもお伝えしているところでございます。今回、請願もい ただいているところでございます。委員のほうからもそういった要望も頂きました。そう いったことも教育委員長を始め、他の教育委員の皆様にも今日の御議論を十分お伝えし、 今後の阿南工業高校の改修に向けての議論を詰めていきたいと思っておりますので、よろ しくお願いいたします。

松崎委員

お忙しいのはわかりますが、そのことだけを理由にされて、もしも現場で事故が起こった場合、校長だけを責めるわけにはいかないと思います。51年間、老朽化した学校をずっと使い続けている。そして、耐震診断で0.7を下回る状態の校舎が現実にあるわけです。もう時間がございませんので、後ほど委員会として請願の審査をしていただけると思うのですけれども、同窓会の皆さんの思いというのは、先生方それから生徒さんたちが安心して学校生活が過ごせること、それから、もう一つは巨大地震に備える地域の防災減災、さらには避難拠点としての環境整備を進めていただきたいということでございます。そして、県南の実業高校の将来像をしっかり描いた上で、機能的な新築校舎で誇りと夢を持って学び、地域の産業を支える人材に育ってほしいという一念で、今回、請願が出されているところでございます。是非、委員の皆さんには新築校舎の請願の御採択をお願いして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

藤田豊委員

私のほうからは、昨日、総務委員会でもちょっと質疑が出たみたいですが、国体について、お伺いをしたいと思います。まず、国体の成果については余り思わしくなく、残念な思いがしていますが、選手の皆さんは徳島県の誇りを持って一生懸命頑張ったのではないかなと。改めて選手の皆さんには敬意を表したいと思っております。スポーツ議連のほうで開会式の応援に行っておりまして、いつになく徳島県議会も国体にエールを送ったのかなという気がしております。総務委員会で国体に関する全体的な話を文化スポーツ立県局のほうからありましたが、その中で教育委員会も生徒や選手をたくさん送らせていただいております。今回の国体の成果または生徒の活躍について、御所見がありましたらお伺いしたいと思います。

髙原体育学校安全課長

藤田委員から第68回国体の成果についてどうであったかといった御質問を頂きました。 大会の成績については、非常に厳しい結果であったと認識しております。全体の成績から申し上げます。

(「もう,個々の成績は結構です。全体的な所見で結構ですから」と言う者あり) わかりました。高校生の成績につきましては、昨年の数字と比較しまして、団体の入賞 については昨年1,本年1でございます。個人の入賞につきましては、昨年17,本年が 14,合わせまして昨年18の入賞に対しまして、本年は15の入賞でございました。

得点につきましては、順位によって得点が換算されますので、昨年の少年の得点の総計は107点に対しまして、本年は61点でございました。団体の入賞については昨年と変わりませんけれども、個人の成績については若干減少があり、大きく得点が減りました件につきましては、上位の入賞が少なくなりまして、下位の入賞が多くなった結果であると認識

しております。

藤田豊委員

先ほども話しましたように、数年前にスポーツ県民局ができた記憶があるのですが、徳島県もスポーツに力を入れなきゃならないと。多分、競技力の向上、そして子供たちへの健康増進、精神的なものを含め、いろんな意味で県民生活の向上、意識の向上が上がるといった問題でやられているため、今年一生懸命したからすぐに成績が上がることはないと思います。学校の成績ではありませんが、点取り至上主義で、百点を取ったらいいというのではなくて、先ほども午前中にいろんな話がありましたように、人間性の問題の中に、スポーツがどうやって役割を果たしていくのかなと。ただ、やはりそこにはいろいろな努力、それから施策展開を行わないと、毎年毎年成績の評価だけで終わるような国体では意味がないという気がしております。

そういう点から考えると、例えば徳島県が文化スポーツ立県局を創設し、教育委員会の皆さんもいろんなお力添えも頂きながら、この3年ぐらいになるのですが、その中の一翼を狙う学生のスポーツ競技の中で、今回の評価や成果は去年とほとんど変わらない。評価や成果は変わりませんが、そこに隠れた努力や施策はどうだったのか、課長の答弁を頂きたい。

髙原体育学校安全課長

体育学校安全課としまして、施策の評価はといった御質問だったかと思います。

今回の国体の成績を分析してみますと、競技力向上スポーツ指定校の生徒については、 少年の部 127 名のうち、34名の出場でございました。鳴門渦潮高校の生徒については、7 名の生徒でございました。競技数で言いますと、全体で19競技。競技力向上スポーツ指定 校については8競技。鳴門渦潮高校については2競技でございました。

競技力向上スポーツ指定校の生徒の中には、レスリングで穴吹高校の山下耕平君が本大会唯一の優勝をしたのを始めまして、その他に2位が1名、3位が3名、それから先ほど申し上げました、高校生としては全体で14の入賞がありました。失礼しました。競技力向上スポーツ指定校の生徒につきましては、全体の14の入賞の中で、脇町高校の女子ソフトテニス部の8位入賞を含めまして、全体で6つの入賞がございまして、昨年より数字としても多くなりましたし、競技力スポーツ指定校としては成果が現れているのではないかと思います。

さらに、今回は入賞できませんでしたけれども、鳴門渦潮高校の女子サッカーを始めまして、もう一歩で入賞ができそうな競技も出てきておりますので、来年度以降の強化につなげていきたいと考えております。

藤田豊委員

体育学校安全課長からは、この数年来でそれなりの成果が出てきたのかなといったお答えだったと思いますが、誠に申し訳ないのですが、年々同じようなお答えである気がしま

す。

先ほど出ました18歳の山下君ですが、高校生の時に国体で優勝したら、普通であれば7年後のオリンピックのメダル候補といった感じですが、実業団に進むのか進学かわかりませんが、一応、基礎教育は終えて就労すると。その中でもまた頑張っていただけるような組織が世の中で出来たらいいのですが、やはり競技によりましたら、学生が主体になってオリンピックを向かうといった競技もたくさんあるわけです。特に、徳島県の教育委員会の教育というのが最高18歳までということになると、そのサイクルをどうするのかなといつも思っていたのですが、急に生徒を育成したり、掘り出し物を見つけるというのは、その人の天性の運動能力も必要ですが、その前にやはり芽を見いだしたり、興味を持たすなどの問題を抱えているのではないかといった気もしております。そういった面について、課長はどう思っていますか。

髙原体育学校安全課長

ジュニアの選手の育成についての御質問を頂きました。

現在、小学校の体育については、教育課程の中身で言いますと、運動の面白さを体験して、将来の個人の生涯を通したスポーツの活動につなげるといった記載がございますけれども、競技力の向上に関しましても同様に重要だと考えております。特に、競技力の向上に関しましては、県の小体連のほうで、長年、陸上運動記録会、水泳の検定会、それからダンスの発表会の三つの分野でそれぞれの学校で学習の成果を発表するといったことで活動を続けていただいております。それとは別に、一方でそれぞれの競技団体、あるいはスポーツ少年団のほうで選手の育成にも当たっていただいております。私としましては、二つの道筋を申し上げましたが、双方が連携をしますことによって、中学校高校の競技力を高めること、また、高校を卒業した者については、青年として更に競技が続けられるような手だてを考えてまいりたいと思っております。

藤田豊委員

私も議員を長年やらせていただき、いろんな質問もさせていただきました。3年か4年前だと思うのですが、文化スポーツ立県局が創設され、徳島県もスポーツに力を入れていこうということになりましたが、一昔前、スポーツの高校を造ろうかという話がありました。多分、教育長が先生になる前ぐらいで、当時の須見教育体育保健課長が御答弁したので、何十年も前の相当古い話ですが、阿南市のほうにスポーツ専用の高等学校を創設する話を、私がまだ議員がなる前ぐらいの時に聞いた記憶があります。その時から徳島県のスポーツをどうしようかというのがありまして、知事が文化スポーツ立県局を創設した。当然、そこには前と違ったスポーツに対する考え方というのが起こってもいいはずです。そして、成人スポーツと高齢者スポーツを合わせた相互関係のスポーツと、それに課せられた教育委員会の使命のスポーツ振興というのは、体育学校安全課長は保健体育の中でのスポーツと競技スポーツという複雑な中で、まず根本的に競技者を養成するための基礎をどうするのかというのが課題の中にあるのかなという気がしております。今頂いた御答弁で

は、従来どおりです。一昨日からの台風で、多分、今日美馬市のほうで小学生の記録会を やっていると思いますが、それは今まであった伝統的な行事、一つの行事であって、やは り競技力を増そうとするのであれば、県立や公立ですから、私学の振興の中と相反するも のもあり、非常に難しいかもわかりませんが、やはり教育委員会の使命というのは、その 芽を見いだしてあげることをどうするのかなというのが一番だという気がします。

そんな中で、例えば、体育学校安全課というのは、こういった今のニーズに呼応し、本 当にスポーツを一生懸命推進するんだといった中で、課を変更するというのもやる気を見 せる一つかなと思ったりもします。

それから,もう時間がありませんから,また次の機会に聞きますが,教育委員会の思い を集約できるのかというのが一つ。

それから、先ほどの御答弁にもありましたように、小学生のスポーツに対する興味を持たせたい、基礎的な興味を持たしたり、体力を作るためにスポーツ少年団というのは非常に強い役割がある。組織としては全国大会まであって、活動を続けている。いざ中学校になってくると、部活等でいろんな興味を起こしながら、先生を中心にスポーツという時間を頂き、きちんと意識をしている。もし、スポーツ少年団がなければ、小学生はそういったスポーツというものに本当に興味を持つのかなと思います。私も何度か質問させていただいたのですが、旧の美馬郡、三好郡が主となって、冬に学校の先生が生徒の体力向上とスポーツ振興のため、サッカーをさせている。これについては1校だけではなく、相当数の学校が参加し、先生が部活や少年団のオフの時期にサッカーを教え、他校と交流させている。こういう問題があって、これについてはどういった御見解でしょうか。以上、この2点をお伺いしたいと思います。

髙原体育学校安全課長

まず,小学生から中学校,高校への競技スポーツへの連携についての御質問を頂きました。

特に、指導者の発掘、それから指導に関しては、指導する者の問題が出てくるかと思います。指導者に関しましては、中学校、高校の指導者の適正配置に努めてまいりたいと思います。指導者の配置については、毎年、県民スポーツ課、県の体育協会と連携し、各競技団体から聞き取り調査を行わせていただいて、できる限り御意見が反映できるような形で人事異動が進められるように努力をさせていただいております。

また,ジュニア選手の育成に関しては,本年度から鳴門渦潮高校を中心としまして,鳴門スポーツゾーン推進事業を開始させていただきました。そちらのほうでは測定機器を使いまして,有望な競技者の基礎体力を残していくと。今年計測しましたものが来年度以降の数値と比較ができるということで,本格的にデータの蓄積を開始させていただいたところでございます。小学生の記録者あるいは障害を持つ方の競技に関しましても,今年度以降,そういった形で優秀な成績が期待できる方に関しては,対応させていただきたいと考えております。

二点目の美馬市, 三好郡のサッカー大会ですけれども, 美馬少年サッカー大会という名

称で、例年2月下旬に開催されているとお聞きしております。主催については、美馬サッカー協会で、協賛につきましては、美馬市教育委員会、つるぎ町教育委員会、徳島県サッカー協会となってございます。県のサッカー協会の下部団体として大会を運営しているということでございます。それぞれの学校単位の参加になっておりますけれども、大会の運営や参加の基準が詳細に把握できておりませんので、早急に把握しまして、できるだけ速やかに大会を支援できるかどうか、検討してまいりたいと考えております。

藤田豊委員

体育以外に、生徒、小学生だから児童ですか、彼等に関していろいろあるのですけれども、要するにニーズの多様化というか、いろんな方たちからメディアの感覚とか、それぞれの思いがいろいろあって、スポーツ少年団など、いろいろなさっていると。多分、課長はその大会を見ていないため、大会要項などもよくわからないということですが、もう十何年も続いている。公的行事として先生がなさっておる大会以外に、先生が本当に生徒を思いながら、そして自分の趣味は言いませんが、技量を生徒に伝える。こういう外郭的な話で先生がなさっている。これはサッカーに限らず、文化的にもいろんなサークルがあると思います。先生が先生同士で生徒のことを思いながら、カリキュラムを作って生徒を指導し、それで一つの花が咲くのはいいのですが、間違って事故が起こった場合、その先生の声は無駄となり、あだとなる。やっぱり先生というのは、そういうことも考えていらっしゃるのだろうと。先生というのは非常に受け身ですから、自分から発信するのは非常に難しい。その中で、特に小学校、中学校の場合、地教委というのがそこへ絡んでくる。だから、よっぽど連携しないと、上辺だけの話であれば絵に描いた餅、ただあるだけの話になる。本当に技術力向上や子供のニーズを大事にして、先生の思いを通してあげるのであれば、私はもっと積極的に対応するべきだろうという気がしております。

最後ですから、教育長にその件も含め、それから、これからの徳島県のスポーツに対す る姿勢について、御所見をお伺いします。

佐野教育長

委員のほうから、一つ目には、いわゆる草の根ともいうべきところで活動をしていらっしゃる小学校の先生方、あるいは地域の方々、地教委との絡みの中で、自主的な活動をされている。正にそういった草の根を拾い上げることが一つのスポーツの強化につながるのではないのかといった御意見を賜り、また、それを将来的に伝えなければならないのではないかといった御指摘を頂きました。正にそのとおりでありまして、これまで組織とか、それから学校といったものに、ともすれば目を向けすぎていた感もあるやもしれません。

しかし、そういったお話を頂きました。徳島県の中で、それぞれの地域の中で、スポーツ少年団以外に自主的に取り組まれている活動もたくさんあると考えますので、まずはその掘り起こしに努めたいし、そのサポートについても自主的に考えてまいりたいと思っております。

そして、二点目の徳島県における教育委員会が取り組むスポーツ像というお話でござい

ますが、先ほど、冒頭に委員のほうから個々の選手の国体での頑張りの中で、短期的にその成績だけを追うのは本来の姿ではない、というありがたいお言葉を頂きましたし、私もそのように思っております。個々の選手の活躍には敬意を表したいと思いますけれども、その成績が悪いというのも認識しております。スポーツがもたらす魅力、そしてスポーツがもたらす力というのは、揺るがすことができないと思っておりまして、知徳体の中で、ともすれば学校は勉強を伝える場所となりがちですが、知徳体のバランスの取れた教育を進めなければならないと考えておりまして、徳島県教育委員会としては、今後とも学業とスポーツ、そしてそれを取り巻く道徳、それから健康といったものをリンクしながら、本県を担う児童生徒の体と心が健康で、そしてスポーツを起点に友情を育みながら、一つのものにまとまっていける教育ができたらと思います。

そして、7年後には東京オリンピックがありますけれども、そのオリンピックに今の徳島県の中高生から1人でも多く出場していただいて、我々に夢を与えていただき、徳島県の元気につなげてまいりたいと考えております。

藤田豊委員

答弁していただきましたが、今、教育長のお話にあったように、スポーツを含め、伝統的に外郭的にやっていらっしゃるのは見直して、後援ではなく、各地教委でも結構ですので主催にしてあげてください。歴史は長く、校長先生も見にきているのですから。教育委員会は後援ですと。やっぱりそのほうが力の入れ方が違うと思います。これはサッカーだけではないと思います。是非、御期待を申し上げます。

また、国体関係については、短期スパンではそうかもしれませんが、幅広い実業団との話合いもあるでしょうが、5年先、10年先には右肩上がりになるように、やはり教育委員会としてなすべき最低のことはもうちょっと計画性を持ってやっていただきたい。お願いをして終わります。

中山委員長

去年に引き続きまして、スポーツ議員連盟において、古田委員、南委員を始め、9名の 方が今年の国体の応援に駆けつけていただきました。次回は長崎大会ですが、来年も是非 とも応援に駆けつけたいと思います。今年以上の成果を期待しておりますので、よろしく お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの (簡易採決)

議案第1号

次に, 請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

初めに、請願第18号、徳島県立図書館の図書費増額についてを審査いたします。 本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県立図書館は、文化の森に移転後22年が過ぎましたが、この間、相当額の図書購入費を 投入してまいりました。

現在は、県立図書館として所蔵すべき基本的な図書は、ほぼ整備できたのではないかと 考えているところです。

昨今の県財政を取巻く厳しい状況下において、当初予算における図書購入費は、平成15年度から減少傾向になっているものの、平成21年度から平成24年度までは、他の予算額が減額となる中、3,230万5,000円を維持してまいりました。

さらに、平成25年度当初予算におきましては、300万円を増額し、3,530万5,000円を 計上しております。

増額した300万円につきましては、「未来を切り拓く人材の育成」をテーマに、豊かな 感性の醸成や郷土への誇りと国際的な視野のかん養に役立つ図書、キャリアの習得やスキ ルアップにつながる図書を整備し、夏休みには特設コーナーを設置するとともに、県立学 校等への利用案内を行いました。

引き続き、次世代の若者の育成に資する図書の充実に努めてまいります。

県教育委員会といたしましては、今後とも図書購入の予算確保に努めるとともに、運営 に更なる工夫を凝らし、県立図書館の役割を十分果たしてまいりたいと考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は, 御起立を願います。 (賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第19号、県西部の県立高等学校への看護師課程の設置についてを審査いたします。

本件について, 理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県西部におきましては、生徒数が急激に減少しており、今後もその傾向が続くことが予測されているほか、実習受入れ可能となる病院が少ない上に、広く分散している状況にあります。

このようなことから、一定の進学希望者の確保、母性看護学をはじめとする臨地実習施設や医師など多数の外部講師の確保、専門職員の配置や施設整備に必要な財源の確保など、設置に向けては非常に厳しいものがあり、このため、高校再編を進める県西部の二つの地域協議会におきまして、看護師養成課程の設置は難しいとの旨の報告をそれぞれいただいているところであります。

また、新たに県内の2大学でも看護師養成教育が行われており、看護師の供給が増加しておりますとともに、保健福祉部におきましても修学資金貸付事業の実施など、県内定着率の向上に向けた取組が進められていることから、今後、このような状況を慎重に見極める必要があると考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(替成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第32号、高校再編における校地の選定についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南市地域における高校再編につきましては、平成24年2月、新しい学校の設置場所、

設置学科,再編統合時期などを含む高校再編計画骨子案を策定いたしました。その後,実施しました地域説明会と意見募集において,様々な御意見をいただいておりますので,引き続き,県教育委員会といたしましては,新高校が地域の子供たちの期待に応えられる学校となるよう,教育を受ける子供たちの視点に立って,高校再編計画(案)の策定に向け,慎重に検討してまいりたいと考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「不採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第47号、阿南工業高校の校舎新築についてを審査いたします。

本件について, 理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南工業高等学校を始めとした県立高等学校は、その多くが災害時の避難場所に指定されており、地震発生時の生徒の安全確保はもちろんのこと、地域住民の避難所としての役割を果たすことから、学校施設の耐震化を計画的に推進しております。

このため、従来の改築事業や耐震改修事業に加え、耐震補強と同時に内外装のリニューアル等も行う大規模耐震改修事業も実施しているところです。

阿南工業高等学校の現在の施設面を見ますと,古い校舎が多く,一部の建物を除き,耐 震化が出来ていないことは認識しております。

同校におきましては、今年8月に格技場の耐震改修工事が完成し、敷地北側の校舎につきましても耐震改修設計を進めているところであります。

残る校舎におきましては、同校の将来像を見据え、また、耐震診断の結果に加え、建物の老朽化の程度や様々な手法による費用対効果を踏まえて、耐震化を検討していくことが 重要と考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第48号の2、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査いたします。

本件について, 理事者の説明を求めます。

佐野教育長

①小学校1・2・3・4・5年生、中学校1年生に続き、小学校6年生、中学校2年生でも早急に35人学級を実現することにつきましては、学力向上やいじめ、不登校問題への対応、さらには特別な支援を要する子供への対応など、学校の抱える課題が複雑、多様化する中、子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り、確かな学力を身に付けるためには、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで、本県では、国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところであります。

まず、学校生活に不慣れであり、以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1, 2年生については、平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。

平成20年度には、複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより、学習、生活環境が大きく変化する中学校1年生に対象を拡大しております。

その後,平成23年度に小学校3年生,平成24年度には小学校4年生を対象に加えることにより,着実にきめ細やかな指導を推進してまいりました。

さらに、本年度からは心身の発達の個人差や集団活動に変化が見られ、自己肯定感の育成や他者への思いやりのかん養などが課題とされる小学校5年生にまでその対象を拡大いたしました。

県教育委員会といたしましては、35人学級の対象学年の検討も含め、今後とも本県児童、 生徒の実態に応じた「ひとりひとりにゆきとどいた教育」の更なる充実に努めてまいりた いと考えております。

②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設することにつきましては, 就学援助制度は,経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童,生徒の保護者に対し て,国の補助を受けて市町村が主体となり,学用品費や修学旅行費などの援助を行うもの であります。

平成22年度から要保護児童生徒に対する就学援助について,新たにクラブ活動費や生徒 会費などが国庫補助の対象に付け加えられております。 このことにつきましては, 市町村教育委員会に対し, 国からの通知を連絡しているところでございますが, 今後とも市町村が就学援助に関して適切な対応ができますよう国からの情報をしっかりと伝えてまいります。

また, 高校生に対する給付制の奨学金制度の創設につきましては, 公立高等学校の授業料無償化によりまして, 授業料の負担は軽減されましたが, 入学金や学用品などの経費の負担は残っております。

このため、全国都道府県教育長協議会から文部科学大臣に対して、「経済的理由により 修学が困難な生徒を対象とする給付型奨学金の制度を創設すること」を要望しているとこ ろであり、今後とも国の動向を注視しながら情報収集に努めてまいります。

③小・中学校の給食費無償化を国に働きかけることにつきましては、成長期にある児童生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、正しい食事のあり方を体得するとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成するために、学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。

また、国においても学校給食は各学校における教育目標を実現するための重要な役割を 果たすものであり、学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材と して積極的な活用を進めているところです。

学校給食法では、調理のための施設設備に要する経費や調理員の人件費等については、 学校給食の実施者である市町村が負担し、食材費などそれ以外の学校給食に要する経費に ついては、保護者が負担することとなっております。

また,経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して,国 及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められています。

県教育委員会といたしましては、今後とも安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

④定時制課程の募集目標数(定員)を増やすことにつきましては、定時制課程は、働きながら学ぶ生徒に加え、中途退学や不登校により新たな学習の場を求めている生徒や生活スタイルに合わせて自主的に学びたい生徒など、多様な生徒の教育を行う役割を担っており、県下に6校設置されているところであります。

募集目標数につきましては、これまでの受検者数や入学実績などを考慮し、設定しているところであり、定時制課程の受検状況を見てみますと、近年、一般選抜におきましては、 募集目標数に対し受検者数が下回っている状況であります。

県教育委員会といたしましては,過去の入学実績や生徒数の増減などを踏まえながら, 適切な募集目標の設定に努めているところであります。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本請願項目は4項目ございますので、それぞれの項目ごとに採決いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

まず、請願第48号の2のうち、①小学校1・2・3・4・5年生、中学校1年生に続き、小学校6年生、中学校2年生でも早急に35人学級を実現することについては、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

古田委員

質問でも時間外勤務が大変増えているということを申し上げたのですが、一方で、田舎の学校などでは1学級25人以下のところがたくさんあり、そういうところでは時間外勤務がゼロに近いといったことも出ています。先生方も子供たちと向き合う時間がたくさん作れるため、是非、小学校6年生、中学校2年生で早急に35人学級を実現してほしいと思いますので、採択でお願いします。

中山委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第48号の2のうち、②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度 を創設することについては、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第48号の2のうち、③小・中学校の給食費無償化を国に働きかけることについては、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

(「不採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第48号の2のうち、④定時制課程の募集目標数(定員)を増やすことについては、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの (起立採決)

請願第18号, 請願第19号, 請願第32号, 請願第47号, 請願第48号の2①②③④

これをもって教育委員会関係の審査を終了し、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。 (14時39分)